

## 西条市危機管理指針(令和4年2月改訂版)の主な改訂内容

### 1 目的の変更

#### (改訂前)

危機の発生に対し、速やかな初動体制の構築、適切な対応により、市民への被害の軽減、行政運営の支障等を最小限にする。

#### (改訂後)

危機に対し、総合的、効果的に対処し、市民の生命、身体、財産の保護を目的

### 2 対象とする危機事象の拡大

#### (改訂前)

市民の生命、財産への被害、円滑な市政運営に支障、市の信頼失墜が生じる又は恐れがある事件・事故を対象

#### (改訂後)

災害、武力攻撃事態等及び緊急対処事態、新型インフルエンザ等感染症、事件・事故等、危機事象全般を対象

### 3 危機管理体制の明確化

危機管理統括責任者を危機管理監とし、危機管理責任者を各部長とする。また、対策本部設置の必要性を判断するための危機管理連絡会議の開催を明記

### 4 危機管理の基本方針の掲載

事前対策、応急対策、事後対策に関し基本方針を掲載

### 5 指針と個別計画・マニュアル等との関係

本指針と「地域防災計画」「新型インフルエンザ対策行動計画」等との関係を明記